

第2回中野区ユニバーサルデザイン推進審議会 会議録

○ 日時 平成28年9月12日(月) 午後7時から9時15分

○ 会場 中野区役所9階 第11、12会議室

○ 出席者

1. ユニバーサルデザイン推進審議会委員

出席委員(16名)

竹宮 健司(会長)、徳田 良英(副会長)

赤星 義彰、秋元 健策、遠藤 由紀夫、荻野 嘉彦、岸 哲也、鈴木 真理、高橋 博行、
田中 章生、花堂 浩一、宇野 雅子、倉田 結花里、田中 忍、山崎 泰広、山脇 啓造

欠席委員(1名)

向山 茂樹

2. 出席職員

政策室副参事(広報担当)堀越 恵美子

都市政策推進室副参事(中野駅周辺計画担当、グローバル戦略推進担当)石井 大輔

健康福祉部副参事(障害福祉担当)岩浅 英樹

都市基盤部都市施設担当職員1名

3. 事務局

政策室副参事(企画担当)海老沢 憲一

政策室企画調整担当職員2名

政策室人権・男女共同参画担当職員2名

開始 19:00

○ 竹宮会長

これから第2回中野区ユニバーサルデザイン推進審議会を開会いたします。

本日、出席されている委員の人数は16人となっております。委員会総数17人の過半数を超えておりますので、条例の規定を満たしており、有効に審議会は成立いたします。

なお、本日、向山委員が欠席ということになっております。

まず、前回欠席されました遠藤由紀夫委員と田中章生委員が本日出席されておりますので、皆様にご紹介いたします。

○ 遠藤委員

皆さん、こんにちは。中野区国際交流協会常務理事の遠藤です。国際交流協会は、主に外国人の方を相手に仕事をしておりますので、そういった立場で発言できればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 田中(章)委員

こんにちは。田中章生です。中野区の商店街連合会青年部長をやっています。商店街のほうではやっぱりユニバーサルデザイン、こういう試みまではいっていないし、僕自身がまだ勉強不足なところもありますが、精いっぱいやりますのでよろしく願いいたします。

○ 竹宮会長

それでは、引き続き委嘱状の交付を行います。事務局、お願いいたします。

(委嘱状交付)

○ 竹宮会長

それでは、議事に入りたいと思いますけれども、本日の審議会では議事の4番目にありますユニバーサルデザインの検討を進めていくに当たり、多様な方々がどういう点で障壁を感じているかという、中野区の現状について、委員全体で把握、共有することを目標としておりますが、そ

の前に、議事1から3について審議会の役割ですとか、他自治体の取り組み状況、審議会の進め方などについて確認をしていきたいと思います。

議事の1「答申に向けた審議会の役割確認」について、事務局から説明をお願いいたします。

○ 海老沢政策室副参事（企画担当）

資料1の説明をさせていただく前に、諮問文の確認をもう一度させていただきたいと思います。諮問事項はユニバーサルデザイン推進にかかわる条例制定や、条例に基づく推進計画策定を見据えた、基本方針や目指すべき将来像、区・区民・事業者等の役割及び将来像を実現するために必要な方策についての考え方を審議していただくということでございます。

諮問理由の中にも書かれてございますように、中野区として取り組んでまいりたいと考えているのが、多様な人々の活発な活動が進むまちを目指していきたいというふうに考えてございますので、そういった考え方をベースにいたしましてご議論いただければと考えております。

それでは、次に資料1の説明をさせていただきます。第1回審議会の中でご質問があったところでございますので、改めまして共通の理解を図りたいということで作らせていただきました。

このユニバーサルデザイン推進審議会でございますが、来年の1月までということでございます。今申し上げた答申をしていただくということが目的でございます。

審議会につきましては、基本的な考え方を条例化していくに当たりまして、盛り込むべき内容を議論していくということになるというふうに考えております。

答申をいただきまして、中野区といたしましては、29年度中を考えておりますが、審議会答申を踏まえて条例と推進計画案を作成いたします。これを区議会に提案し、区民の方の意見交換やパブリックコメントを実施するというご意見をさまざまいただきました後に、最終的にはユニバーサルデザイン推進条例の制定、推進計画を策定するということになります。その前段に盛り込むべき内容についての答申を来年1月までにいただきたいということでございます。

以上でございます。

○ 竹宮会長

ただいま事務局から説明がありましたように、この審議会の役割は、ユニバーサルデザインに関する基本方針、それから将来像、各主体の役割、将来像実現のための方策というこの4つについて考え方を区長に答申するというのが役割になっています。その答申をもとに区側で条例と計画をつくっていくというふうになります。

このことにつきまして、皆様、何かご質問はございますか。

○ 田中（忍）委員

今、審議会の4つの決めること、○で示してくださったのですけれども、事前に条例を見てきたのですが、条例だけではなくて条例の先にあるところの推進計画やその先にある区としての事業、そういったことも含めて将来像実現のための方策と、そういう細かいところまで議論はあるということでしょうか。それとも条例レベルの、抽象的なレベルでの議論ということになりますでしょうか。

○ 海老沢政策室副参事（企画担当）

方策についても議論していただくということになりますので、さまざまなこういうことを進めたほうが良いというようなこともこの中で議論として出てきつつ、最終的には基本となる方針というところで集約していければと考えております。

○ 竹宮会長

そのほかよろしいでしょうか。では、役割については確認したということですね。

次に、議題の2「他自治体の取組状況の確認」についてですが、資料2について、事務局から説明をお願いいたします。

○ 政策室企画調整担当職員

今後検討を進めていくに当たりまして、会長からも全体像のイメージを委員の間で共有したほ

うがいいというアドバイスがありまして、近隣自治体等の取組状況をまとめましたのでご説明いたします。

資料2をご覧ください。既に条例をつくっている4自治体の取組みを比較した表になります。1つ1つの自治体について縦に見ていきたいと思っております。

まず、浜松市ですが全国に先駆けまして平成14年度に条例を制定してございます。次の定義というのは、ユニバーサルデザインというものをどういうふうに定義しているのかというものでございますが、「年齢、性別、身体能力、国籍等人々が持つ様々な特性や違いを超え、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていかこうとする考え方」というように定義してございます。この条例の対象者でございますが、全ての市民としておりまして、括弧書きで書いてありますとおり、この「市民」の中には通勤通学する人や観光で訪れる人、あとはインターネットでホームページを見る方とか、市が提供するあらゆるサービスの利用者というように提示しております。基本理念・まちの姿としましては、「思いやりの心が結ぶ優しいまち」。条例の構成としましては、第1章の総則で、ユニバーサルデザインの基本理念と市・市民・事業者の役割を規定しております。第2章でユニバーサルデザインの推進に関する施策等、第3章でユニバーサルデザインに配慮した教育の推進を、これは学校教育と社会教育、両方を含んだものでございますが規定しております。第4章で、すべての人が暮らしやすい生活環境の整備ということで、例えば交通自動車等の取組み、あと公共施設を配慮したものをつくるというようなものを、努力義務という形で規定してございます。推進計画ではまず基本目標としまして、3つ規定してございまして、「思い合い、認め合う“こころ”」これに「ハート」と書かれていますが、これが1つです。2つ目がソフトの部分で「みんなで支え合う“しくみ”」。3つ目がハードの部分です。「誰もが暮らしやすい“まち”」ということで、それぞれ1番のハートの部分については、例えば学校教育におけるユニバーサルデザインの推進、そういう普及啓発に関するものを整理しております。2つ目の「みんなで支え合う“しくみ”」、ソフトの部分については、例えば情報のユニバーサルデザインの推進。ホームページの多言語化とか読み上げソフトの導入を2つ目の柱で、基本目標で書かれております。3つ目の「誰もが暮らしやすい“まち”」というハードの部分につきましては、誰もが利用しやすい公共交通や、誰もが利用しやすい施設、あとはものづくり。このようなものを整理してございます。浜松市の特徴としましては、条例としては理念をあらわしたものが中心になっておりまして、学校教育、社会教育における取組みや、公共交通事業者等の取組みについて努力義務として規定している、計画に盛り込んでいるというのが浜松市の特徴でございます。

続きまして世田谷区です。こちらは平成18年度に条例を制定してございまして、ユニバーサルデザインの定義としましては、「年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人利用しやすい生活環境にする考え方」と整理してございます。対象者としてしましては、全ての区民。基本理念・まちの姿としましては、「だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり」。

条例の構成につきましては、第1章の総則の中で区・区民・事業者の役割を、あとは公共的施設、これは不特定多数が集まる施設については、整備基準を定めまして、独自の整備基準でもって届出が必要だという制度を運用しております。第3章で普及啓発の部分。第4章でユニバーサルデザインのまちづくりというハードの部分の手続きについて。第5章で移動のユニバーサルデザインというような構成になってございます。推進計画につきましては、目標とする姿を3つほど描いておりまして、1つ目が公平な社会づくり、2つ目がユニバーサルデザインのまちづくり、3つ目が区民参加でまちづくりというような目標を3つ掲げておりまして、基本方針としまして3種類ございます。1つ目がみんなで取組み、進めるという、これは普及啓発が中心になったものになります。この「みんなで取組み、進める」というものの具体的な施策が幾つか書いてありまして、例えば普及啓発イベントや普及講座のような、普及啓発の施策をここで整理しております。2つ目の「ユニバーサルデザインのまちをつくる」というのが、いわゆるハードの部分になります。施策としては、区立施設の整備の推進、学校施設の整備の推進、あとはサイン整

備、小規模店舗等のユニバーサルデザイン対応。こういったハードの部分の取り組みにかなり厚く取り組んでいるというのが世田谷区の特徴になります。3つ目の「ユニバーサルデザインによる情報とサービスを広げる」というところがソフトの部分になりまして、例えば施策としましては情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及。これはサインの表示とか印刷物のガイドラインを独自でつくって、それを守って整備していくというものになります。特徴のところを書いてありますとおり、東京都の福祉のまちづくり条例とは別に独自の施設整備基準、届出制度を設けているというのが世田谷区の大きな特徴になります。

続きまして日野市です。日野市につきましては、平成21年度に条例を制定しております。本審議会の竹宮会長もこの条例制定づくりにかかわっていらっしゃるということです。ユニバーサルデザインの定義としましては、「能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が可能な限り最大限使いやすいように、生活環境を構築する考え方」とございます。対象者としましては、能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々としております。基本理念・まちの姿としましては、「市民誰もが、自らの意思で自由に行動し、余暇文化活動を含めたあらゆる活動に参加し、充実した生活を送ることができる生活環境を実現したまち」としておりまして、もう1つ、こういった「生活環境の実現によって、市民誰もが人生を楽しみながら希望を持って生きられるまち」という目標像を描いております。条例の構成につきましては、ほかの自治体と同様に第1章の総則のところでも市・市民・事業者の責務。日野市の場合は「責務」という言い方をしていますが、規定してございまして、第2章でユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本的施策。第3章で、都市施設の整備。これも世田谷区と似ていますが、整備基準を設けておりまして、届出制度を設けております。第4章も同様に、特定都市施設の整備というのが条例の主な構成になります。推進計画は3つの基本目標というのを掲げておりまして、1つ目が、安心して上を向いて歩けるまち。この中に基本方針としまして、「様々な物的バリアの改善」、「移動における休憩スペースの確保」、「迷わない情報案内」、「災害時・緊急時の対策」、「交通規制等による歩行者の安全性の確保」、「交通手段・移動手段の充実化」、「工事中の安全性の確保」、このようなものを基本目標1の実現する基本方針として掲げております。2つ目の基本目標として「人・地域のつながりを育むまち」としてございまして、それに対応する基本方針としましては、「駅舎・公共公益施設のユニバーサルデザイン化」、「店舗など民間施設のユニバーサルデザイン化」、「公園のユニバーサルデザイン化」になります。3つ目の基本目標は「ハード・ソフト・ハートが連携する仕掛け」ということで、基本方針としましては「関係機関との相互調整」「市民参画・協働や多様な情報収集・提供によるデザイン・評価・スパイラルアップ」「ハートを育てる啓発活動の充実」「企業やNPO等との協働」。こういったいわゆるハートの部分、普及啓発の部分をもとめております。日野市の特徴としましては、世田谷区と同様に独自の届出制度を設けて導入されているというのが大きな特徴です。

続きまして、最後の事例の紹介になりますが足立区です。この中で一番新しく条例制定してございまして、平成24年度に制定してございます。ユニバーサルデザインの定義としましては、「障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、全ての人が利用できるような生活環境その他の環境をつくりあげること」と定義してございます。対象者としましては、「全ての人」という書き方で整理しております。基本理念・まちの姿としましては、『『思いやり』と『こころづかい』があふれるまちづくり だれもが安心して暮らせるまち あだち』となっております。条例につきましては、まず第1章の総則で基本理念と区・区民・事業者の責務を規定してございまして、第2章でまちづくりの基本方針等、第3章で都市計画に関する方針、第4章で都市計画の手続きということで条例をつくっております。推進計画につきましては、基本方針を5つの柱としておりまして、1つ目の柱が「だれもが活動しやすい『くらしの場づくり』」、2つ目が「だれもが使いやすい『ものづくり』」、3つ目が「思いやりある『ひとづくり』」、4つ目が「わかりやすく適切な『サービスや情報づくり』」、5つ目の柱が「みんなが参加できる『しくみづくり』」というよ

うに整備しております。特に1つ目の柱の「くらしの場づくり」ということで、個別の施策が並んでおりますが、例えば歩道の整備、公園の整備、公共施設・民間施設の整備というハード系のものを1つ目の柱で書いております。3つ目の「思いやりのある『ひとづくり』」のところでは、講演会や出張講座という普及啓発の部分を記載してございます。足立区の特徴としては、開発等事業者への指導や助言等を行うに当たり、独自の環境整備の基準を設けている、ということになります。

最後に、こういった事例の中で、特に特徴的だと思うのが、浜松市以外の3自治体については、何らかのハードの整備基準というのを設けています。浜松市につきましては、基本理念と総合的な推進というのを全面とした、割と理念的な条例となっております。このあたりもこれから審議会の中で少し議論いただく内容かなということでご紹介します。

また、どの自治体も共通してPDC Aサイクルによって取り組みを向上させていこうというスパイラルアップの考え方というのをとっておりまして、それを計画の中に明確に取り入れているというところが特徴となっております。

各自治体の比較は以上になりますが、日野市の事例につきましては、後ほど竹宮会長から補足説明をいただきたいと思っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

○ 竹宮会長

ユニバーサルデザインに関する他自治体の取組状況について、資料をもとにご説明いただきました。

少し日野市について補足をいたしますけれども、このユニバーサルデザインの条例は、浜松市が最初に平成14年にできまして、その後、世田谷区が東京都で最初に条例をつくりました。そのときに、かなりハードに対して区独自の基準を設けました。東京都には福祉のまちづくり条例という建物についての規定があるのですが、それよりもさらに踏み込んだ形で、より厳しい条例を定めて、世田谷区はユニバーサルデザインを推進していこうということをはじめたのです。

日野市も世田谷をモデルにしながら、日野市独自の基準を、東京都の福祉のまちづくり条例に加えてつくっていきこうというところから始まっています。ですから、この条例の構成を見ていただきますと、第2章ユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本的施策、それから特定都市施設の整備というふうに、具体的にどういう施設をよりしっかり整備していくのかということはこの条例の中に組み込んで示しています。そういうところに特徴があると思っております。

ですから、今回こういうふうに建物や施設整備に関して、より踏み込んだ、東京都の福祉のまちづくり条例を超えるような規定を積極的につくっていくべきだという意見がこの審議会でもございましたら、そういうことを盛り込むことももちろんできますし、そうではなくて、もう少し浜松市のように広く理念を示していくというような条例の作り方ももちろんあります。ですので、他自治体の取組状況を見ながら、中野区がどこを目指していくかというための検討資料にしていただければと思います。

この資料につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

○ 宇野委員

独自の届出制度というのはどのくらい違うのでしょうか。東京都のまちづくり条例と。ちょっとした例を挙げていただけるとイメージしやすいのですけれども。

○ 赤星委員

多分、それに関連すると思うのですけれども、届出と書いてあるのですけれども、届出制度で何をどう届けなさいというふうに書いてあることに関連すると思うのですけれども、これは罰則規定だとか義務化だとかというのは明示されているのですか。

○ 政策室企画調整担当職員

私どもが調べる限りでは、罰則は特に設けていないそうです。届出ですので、届け出て終わり

で、適合した後に適合証を交付されて、それを建物のどこかに掲示しておくというような仕組みになっていると認識しています。

○ 赤星委員

適合しないのもあるということですね。

○ 宇野委員

内容的にはどう違うのか。

○ 政策室企画調整担当職員

内容的には、例えば施設の規模で上乗せの基準を設けていて、これはあっているかどうか定かではないのですけれども、エレベータを設置する際に、普通だと何階以上の建物であればエレベータを、こういう不特定多数の人たちが集まる施設であればエレベータを設置しなさいという規定が東京都のまちづくり条例であると。それを世田谷の場合は、例えばさらにエレベータの出入り口のところに、外から見えるようなガラスの窓をつけるといった、そういう上乗せをしていると聞いてございます。

それから、施設の規模、面積によって規定がかなりあるのですけれども、その面積をより小さいものにして、規模の小さい施設を対象にして配慮をしている。小さいものにするより厳しいわけですよね、大規模の施設だったらできますけれども。そういうふうにして、より多くの人が使いやすいようにするために独自の基準を設けているということです。

○ 田中（忍）委員

今、事務局のご説明で、特徴について浜松市以外は整備基準を設けるという形でかなり詳細に記している一方、浜松では理念的なものだという簡単な特徴づけをしていただいたのですが、浜松のユニバーサルデザイン指針を見ますと、そういった細かいことは指針に落とし込んでいるのかなと思い、技術的なことなのかもしれないのですけれども、理念的なことを条例だけに入れて、整備基準など詳細のことは指針に落とし込むような形を、形式をとっているのかなと思ったのですが、そういったところはどちらにしろやるのであれば、条例に入れようと、指針に入れようと、その後の推進計画に入れようと、さっき赤星委員から質問が出ましたけれども、罰則等がなければあまり違いはないのかなと思うのですが、そのあたり事務局としてお考えのことがあれば、お聞かせください。

○ 海老沢政策室副参事（企画担当）

ユニバーサルデザインは終わりが無いというか、どんどん向上させていかなければいけないというのが事務局としての認識でございまして、目標に向かってスパイラルアップ、階段を上っていくということは必要なわけです。その中で、条例の中にあまり細かく規定をすると、次の、次の次ということで出てきたときに、なかなか変えられなくなるということもあるので、スパイラルアップのようなところはやはり計画の中に盛り込むということで、どちらかという、事務局といたしましては、ユニバーサルデザインの条例というものは、浜松市に近いようなものを今、想定しているところでございます。

○ 山脇委員

今回、こうした形でわかりやすく整理していただいて大変参考になると思いますが、他の自治体の例として、全国でもこの4つの自治体ぐらいしかつくっていないということなのか、それとももっとあるけれどもその中で代表例として取り上げているのか、お伺いしたいと思いました。

○ 政策室企画調整担当職員

この4つの自治体以外でも全国では、ユニバーサルデザインの条例や取り組みを行っているところは多数ございます。山崎委員がかかわっていらっしゃる佐賀県とか県レベルでも条例をつくっているところがございます。今回は近隣自治体と一番先進的というか、古くから取り組んでいる浜松市の事例を整理させていただいたという形になります。

○ 徳田副会長

多分、ユニバーサルデザインの場合、基本的には法律にのっとっている状況というのができ上がった上での話なので、基本的にサンクション、何か罰則を与えるというようなことは難しいかと思うのです。そうしますと、逆にユニバーサルデザインで、みんなで協議してうまくできたというところを表彰するような仕組みを持っているところというのはあるのですか。

○ 竹宮会長

日野市では推進の取り組みの中に表彰制度がございます。今、表彰制度を進めているところですが、すけれども、条例で厳しい規則を出して、これを守りなさいというだけではなかなか進みませんので、自主的にすぐれた取り組みがあった場合には、それを表彰してみんなに周知していこうということは進めています。

○ 田中（忍）委員

今の徳田副会長のご発言で、サンクションをとるような条例が難しいというふうにおっしゃっていたのですが、それはそういうことなのですか。

○ 徳田副会長

私の認識では、例えば建築基準法や都市計画法などの基準は、基本的に皆さんクリアをしている建物ばかりだと思うのです。そうしますと、どれも最低基準は満たしているものですから、施工側としましては文句を言われる筋合いはないというふうになってしまうこともあり得るわけです。要するにお金をちゃんと払って決まりのとおりにつくっているわけだから、何ら文句を言われる筋合いはないというお話になってしまうこともあるわけです。そうなると話がこじれてしまうわけです。

そうではなくて、法律にのっとっているのですが、より良いものをつくるために皆さんで協議して、うまいものをつくっていきましょう。そういうことをしますとやはりお金がかかってしまうわけですね。お金がかかるということをしてできるだけしたくないので、それでは立派なことを試みているところでしたらちゃんと表彰するという情報を発信すれば、それがあつて種々商業になるのです。では、うちも頑張るという形になればどんどん良い形になっていくのではないかという、そんな考えがあるのかと思っていました。

○ 竹宮会長

条例で規定されたものに関して、適合証を発行して、その適合証を掲示することによって、この施設はそこまできちんと配慮された建物であるということアピールすることが可能ということですね。

○ 田中（忍）委員

ありがとうございます。インセンティブ方式は全くもって賛成です。そういう形の表彰はすごくモチベーションになると思うのですが、その前段でおっしゃった、実際国のレベルを、最低基準を上回るような条例というのは、条例としてはあり得ないのかどうかの確認をまず、ここでそういう話になるかもしれないと思ったので、ただけなのですが、そのところはどのようなのでしょうか。いろいろな、国の基準を上回るというか厳しいというか、より厳しいというレベルのものもいろいろな他分野ではあるような気もしているのですが、そのところはどのようなのでしょうか。

○ 海老沢政策室副参事（企画担当）

条例で罰則というのは過料ですとか、そういったものをつくることは可能ですけれども、皆さんの納得が必要ですし、なかなかハードルは高いという認識を持っています。ですから、通常そういう条例でやるというのはお願いの話だとか、あるいはそういったインセンティブをつけて皆さんに守っていただけるようにもっていくとか、そういった形の説明や推進の仕方が主です。

○ 花堂委員

先ほど、この4カ所の自治体が出ているということは、今、全国でどのぐらいの自治体が取組んでいるのかというのはわかりますか。

○ 海老沢政策室副参事（企画担当）

資料がなく、把握してございません。

○ 花堂委員

浜松市は14年にもうスタートしているということはかなり歴史があるということなのですから、その結果、まちはどのように変わったかというか、そこが一番大事だと思うのですけれども、そこに関しては何か情報はあるのでしょうか。

○ 政策室企画調整担当職員

数字がないので、ざくっとしたお話になるのですけれども、浜松のこの取り組みの成果指標として、ユニバーサルデザインの言葉は知っているという認知度と、その内容もきちんと理解しているという理解度にしていまして、平成14年度からの取り組みで、数字が出てこないの申しわけないのですけれども、かなり理解度と認知度は高まっている。その2つでこの取り組みの成果というのを把握していらっしゃると思います。

○ 竹宮会長

少し補足しますと、浜松市は平成14年から始まって、第1期推進計画14年～18年、第2期が19年～23年、そして24年から28年が新たな第2次基本計画10年間を定めております。今、事務局から説明のあったユニバーサルデザインを理解している人の割合、平成13年度11.4%から平成23年度では34.9%、市民意識調査では39.3%の3倍に向上しているという成果が示されております。ですから、かなり先進的な取り組みです。ただ、この条例だけではなくて、その条例の後の推進計画、実際の実施計画が順調にいくということが大事だと思います。条例だけで全てが済むわけではないということです。

○ 花堂委員

ということは、やっぱり一番大事なのは啓蒙活動だったり、理念だったり、教育だったりというところではないかなというふうに思います。ですから、先ほど条例に罰則規定があるかないという話もあったのですけれども、これは福祉の世界とかボランティアの世界はまごころでやるものなので、そこに何か規定を設けるよりは、啓蒙活動していくことによって、そういう取り組みをしたところは褒めるではないのですけれども、何か顕彰するとか、そういうのがやっぱり適切ではないかなと思います。

○ 山崎委員

今、おっしゃったように啓蒙活動はすごく大切だと思います。僕が静岡県のユニバーサルデザインを手伝ったのは、多分日本で一番最初なのですから、そのときは、最初は考え方の啓蒙ばかりでした。僕としてはすごく歯がゆくて早くまちづくりをやろうよという感じだったのだけれども、まずは知らせなければということで最初の何年かはそんな感じでした。ただ、それからもう10年以上経っているので、一般的な意識としてのユニバーサルデザイン、バリアフリーの考え方は進んでいますから、中野区の区民の方はどのくらいのレベルかということも考えながら啓蒙もやっていきつつ、やっぱりまちづくりをやっていくべきだと思います。先ほど罰則規定のお話がありました、「条例の中に罰則を」、実は佐賀県でまちづくり条例の中にパーキングパーミットが入っていたのですが、パーキングパーミットの違法駐車に罰則をつけようという案が1回あったのですけれども、結局それはできなかった。ですから、なかなか難しいと思います。

ただ、今年は障害者差別解消法元年です。ですから、今までは努力目標だけで済んでいたことがちょっと違う感じになってきますね。ですから、そのことも踏まえて少し考えるべきだという言葉はどこかに入れてもいいのかなと思います。

○ 田中（忍）委員

さっき山崎委員が佐賀のユニバーサルデザインにかかわっているというお話を聞いたのですけれども、佐賀のほうを見てきましたら、佐賀は条例ではないのですよね。

○ 山崎委員

まちづくり条例です。

○ 田中（忍）委員

その中にほかの、今日お示しくださった4自治体とは違うようなことも入っていておもしろいなと思ったのは、ユニバーサルデザイン推進委員会というのを設置していて、これは行政内でユニバーサルデザインを推進する係なのですね。隗より始めよということで、自治体自身が変わっていく、そういうきっかけになるような用語をつくって、担当者を置いて、こういうことをやっていくというのがあって、条例があるというお話だったのですけれども、他の自治体、この4つ以外でも、この4つの自治体に少なくともそういう推進委員会を置くというような規定はなかったかと思うのですが、そういうのを見るべき規定というのを、ほかのところにはあるように思ったので、全部というのは難しいでしょうけれども、もし、今回、我々みんなよくわからないですので、いいところをどんどん取り入れたほうがいいと思いますから、もし事務局はご存じでしたら、後でいいですのでいろいろ情報提供していただければ、山崎委員も。どうぞよろしく願いいたします。

○ 政策室企画調整担当職員

いろいろ事例も研究しているのですけれども、ホームページ上ではなかなか読み取れないことも多くございまして、なるべく足を運ぶようにして、いろいろな自治体の人の話は聞こうと思っています。可能な限りでまた情報提供させていただきます。

○ 山崎委員

佐賀県で、当時、ユニバーサルデザインという言葉が流行ったのですけれども、みんなわからなくて、その後トーンダウンした時期でもあったので、少し県民の方たちにわかりやすくやろうということで、「みんなのトイレ」というのをやりました。それは多機能トイレをいろいろなところに作るということでした。その次に一般のトイレの中に1つ簡易型多機能トイレを設置しました。ベビーカーでも使える、車椅子の方も使える、そういったものをたくさんつくろうとって、最初に何をやったかという、県庁の中のトイレを全部その形にしました。中野区ではどうかかと。さっきそのトイレを見て思っていたのですけれども。そういうわかりやすいことも必要だと思うのです。

あとは、委員に高橋さんがいらっしゃいますけれども、視覚障害者の方が歩道の端のスロープのところには2センチの段差が欲しいと言われる。でも、ほかの車椅子の人や歩行困難の人たちは欲しくないと言う。そこで佐賀県では、段と点字ブロックが2つある場合、点字ブロックを完全に端から端まで引くかわり、段はなくすということを進めました。さきほどのパーキングパーミットもそうですね。そういう分かりやすい活動をやりました。だから、少しずつ県民にもわかりやすくなったと思います。例を幾つかですがお話ししました。

○ 竹宮会長

ありがとうございます。それから、ユニバーサルデザインの条例というふうにはうたわなくて、福祉のまちづくり条例、まちづくり条例という形で条例を定めているところもある。

○ 山崎委員

推進計画はちゃんとあるのですね。

○ 竹宮会長

あります。東京都内でも、調布市ですとか府中市は、ユニバーサルデザインという条例名ではなく、つくられているようです。この他自治体については引き続き、事務局も可能な限り情報提供をするというような方針でお願いしたいと思います。

それでは、議事の3番目です。「審議会の進め方検討」に入りたいと思いますが、事務局、ご説明をお願いします。

○ 政策室企画調整担当職員

審議会の審議の進め方につきまして説明いたします。資料3をごらんいただきたいと思います。

本日の第2回から第6回までの審議事項を記載してございます。

まず、本日の内容ですが、この後、区が当事者団体等にヒアリングした事項を参考にしまして、どういふところが社会参加の障壁となっているのか、区の現状把握・課題共有を行いたいと思ひます。

第3回はその結果を整理した資料をもとに、「誰もが住みやすいまち」といふのはどのようなまちなのか、区が目指す将来像について整理させていただければと考えてございます。

第4回は、第3回で整理した将来像、これを実現するための基本方針、考え方について意見交換をさせていただきます。さらに区・区民・事業者がそれぞれどういふ役割を果たすべきかといふこともあわせて検討したいと考えてございます。

第5回につきましては、将来像を実現するために必要な方策、これは区・区民・事業者がそれぞれどういふ取り組みを行えば将来像に近づくのかといふような観点から検討させていただければと考えてございます。

第5回、第6回で区のほうから答申の案文をお示しさせていただきまして、その調整を行わせていただければと考えてございます。

この進め方を基本にしまして、審議会の検討状況を踏まえながら柔軟に進めさせていただければと考えてございます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

○ 竹宮会長

審議の進め方について何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして議事の4「区の現状把握・課題共有」に入ります。残りの時間を使ってユニバーサルデザインの検討を進めていくに当たり、多様な方々がどういふ点で障壁を感じているかといふ中野区の現状について、委員全体で現状の把握、共有を図りたいと思ひます。

まずは資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○ 政策室企画調整担当職員

それでは、ユニバーサルデザインに関するヒアリング調査結果につきまして説明いたします。資料4をごらんください。

区が視覚障害、聴覚、肢体、知的、精神障害の関係、それと子育て世代、外国人、LGBT関係の当事者団体等から聞き取りした内容を中心にまとめてございます。

本日は、この資料も参考にさせていただきながら、中野区においてどういふところが社会参加の障壁となっているのかといふことを把握・共有していただければと考えてございます。

表の見方ですが、縦軸には対象者が並んでおります。横軸には「移動・交通」、「施設利用」、「住まい」、「情報取得」、「窓口サービス・手続き」といふ生活の場面を記載してございます。

それでは、生活の場面ごとに縦に見ていきたいと思ひます。

「移動・交通」に関しましては、視覚障害の方は、人や常時置かれていない物、例えば立て看板等にぶつかりやすい、特に自転車との衝突が危険、工事等により普段と導線が変わっていることに気づかない、信号が変わったことに気づかない、点字ブロック上に放置自転車があるとぶつかってしまうという危険。聴覚障害の方は、自転車のベルが聞こえないので、近づいてきたことに気づかない、車・自転車との衝突など安全面が不安、放置自転車があると危険、町なかでは雑音がまじり会話や音が聞こえづらい、音声のみでは周囲の状況が把握できない、視覚だけで判断しますのでバス停の表示が小さ過ぎて降車を逃してしまう。肢体障害の車椅子の方は、バスの途中乗車がしにくい、線路に車輪が挟まれることが不安で踏切を通れない、狭い道路や斜めになっている道路が歩きづらい、自力での移動が難しく行動範囲が狭い。知的障害の方は知的障害の親の会といふのがありまして、その方々にお話を伺いました。ホームでの転落が不安、電車・バス・自転車との衝突など安全面が不安、放置自転車があると危険、電車のクラクションに驚いてしまう、普段の習慣からの変更があると対応できない。精神障害の方は、移動中に疲れやすい、乗車

ホームがわかりにくい、重い荷物を持って移動ができない、1人での移動はパニックを起こしやすい。子育て世代は、歩きたばこが危険、自転車との接触が不安、道路に段差があるとベビーカーでの移動が難しい、駅の改札や道路などが狭くベビーカーと車椅子が同時に通れない、移動中に休む場所が少ない。外国人は多言語表示がほしい、少なくとも英語があればわかる、自転車との接触が危ない、国によって違いがあるということでバスの乗り方の説明が必要。

「施設利用」に関しての障壁です。まず、視覚障害の方は、ガイドヘルパーが異性の場合にトイレ等が不便、トイレ内の様子（レイアウト）が外側からはわかりづらい、天井付近に設置されている案内が読みづらい、これは弱視の方で距離があるので読みづらいということです。聴覚障害の方は、公共施設での案内板が矢印のみでわかりにくく地図も一緒にあるととってもわかりやすい、電光掲示板の表示が小さくて見えない。肢体障害の方につきましては、タッチ式の自動ドアが利用できない、狭いトイレには入れない、施設にエレベーターがない場合はエスカレーターを止めてしまい他の利用者に迷惑をかけてしまう。知的障害の方は、お母さんからのご意見で異性の知的障害児連れの場合にトイレが不便、避難所にスロープが常設されていないため避難したときに不便。子育て世代は、授乳スペースが少ない、ベビーカーの際にエレベーターがないと困る。LGBTの方でトランスジェンダーの場合、人目が気になり、男性用、女性用トイレを使用しづらい、障害者用トイレという名称では使用しづらい。

「住まい」に関して、視覚障害の方は、調理中の火事が怖い、電化製品のリモコンのボタンがわかりづらい。聴覚障害の方は、近隣の人とのコミュニケーションが不足している、モニターがないと来訪者に気づかない。肢体障害の方は、遠くまで買い物に行けない、自宅玄関までバリアフリー化されていないと住めない、家を借りる際に車椅子だと家の中が傷つくと思われるなかなか借りづらい。精神障害の方は、ごみを分別することが難しくなかなか理解しづらいということ朝早く起きることがなかなか難しいためごみ出しが困難である。外国人の方は、生活する上で必要情報を教えてくれる場所がほしい、家を借りる際に借りづらい、保証人がなかなか難しい、ごみの出し方を理解していないためトラブルになりやすい、近隣の人との付き合いが少ない。LGBTの方は、家を借りる際に大家さんの理解がなかなか不足して借りづらい、同性カップルの場合、家を購入する際にローンが共同で組めない。

「情報取得」に関しての障壁で、視覚障害者の方は、ホームページの音声読み上げソフトの使い方がわかりづらい、アクセシビリティの問題でホームページ自体が読み上げソフトに対応したつくりになっていない。聴覚障害の方は、ホームページ等の広報物に連絡先として電話番号しか書かれていないと連絡ができない、メール・ファクスも一緒に併記してもらえれば連絡しやすい。肢体障害の方は、誰でもトイレなどの設備の設置場所がわからない。知的障害の方は、エレベーター・トイレ等の案内表示がわかりづらいものだと認識しづらい、もう少し色や形でわかるような案内表示だと便利である。精神障害の方は、探したい場所にあるものが見つかりにくい、なかなか地図がわかりづらくて公共施設の場所等が見つかりづらい。子育て世代の方については、授乳スペースや施設の場所がわかりにくい。外国人の方は、観光スポットでは多言語案内がほしい、Wi-Fi環境が遅れている、地図に多くの言語が並んでいるとかえってわかりづらい、地図で北が上になっていないとわかりにくい。

「窓口サービス・手続き」につきまして、視覚障害の方については、手続関係の書類が紙媒体のみだと読み取れない、電子であれば読み上げソフトで読めるということです、券売機の表示が読みづらい、発券式窓口で自分の発券番号がわからないので呼ばれても気づかないことがある。聴覚障害の方について、窓口の人に自分の意図を伝えることが難しい、窓口の人がマスクをしていると聞こえづらい、飲食店で声で注文することができないので指示して注文できるメニューがあると助かる、申請書の書き方がわからないときに電話で問い合わせることができない、文字を書くことが不得意で理解も難しい、これは中途ではなくて最初から聞こえない方です。肢体障害の方についてですが、区の申請書など文書が理解しづらい内容が多い。知的障害の方は、書類

は漢字にルビがふってありわかりやすい表現でないと感じ取れない、飲食店のメニューで文字のみだと理解しづらい。精神障害の方は、制度が変わると理解しづらい。外国人の方は、英語が通じないため手続きが難しい、書類の書き方が難しい、お店の場合は通り側に表示がないと入りづらい、多言語メニューや写真つきのメニューなど指さしで注文できるようなものがほしい、あとはハラル対応の問題。LGBTの方は、行政の福祉窓口でLGBTの特性について理解してもらうまでに時間がかかる、申請書の男女欄に記入することが苦痛である。

最後に、「その他」ということで、聴覚障害の方からは、防災無線の音が大きくて聞き取れない、災害時などの対応や支援の情報が入らずに不安である、倒れたときの連絡手段がなく不安である。肢体障害の方は、避難所の小中学校のバリアフリー化がされていない、災害時の避難が不安である。外国人の方は、夜の街歩きが怖い、1人で歩くときに怖い、生活不安を相談する相手がいない、日本人と知り合う機会が少ない。LGBTの方でトランスジェンダーの場合、学校生活において体育の着替え等で苦勞する、学校生活や勤務先でからかわれたり差別される、就職の際に雇用されづらい、入院や災害時の際にパートナーに会えない。

このような意見を事務局で整理してあります。

これらの対象ごとの障壁を踏まえた上で、どういう取り組みを進めていけば、誰もが住みやすいまちを実現できるか、今後も検討を進めていただく際に参考になればと考えてございます。

○ 海老沢政策室副参事（企画担当）

少し補足をさせていただきますと、これはそれぞれの対象の方にヒアリングをしまして、困りごとを、素直な意見を載せたということですが、表の使い方として何を意図したかといいますと、縦系に見ると、それぞれの対象の方の相違点や共通点というのが見えることを意図してつくったというところがございます、こんな形で生活の場面で切り取って見ていくと、ユニバーサルデザイン、まちのイメージが見えてくるのではないかとこの仮定のもとにつくったというところです。

一方で、この中にまだ高齢者の視点ですとか、もちろん健常者みたいなものも載っていませんので、そういったところも、やはり視点から外さないでいろいろ議論していただければなというふうに思っております。

○ 竹宮会長

中野区内の当事者団体からの聞き取りの調査結果でございます。相互に理解を深めていく上での資料ということでございますが、この資料をもとに、各委員の経験からもう少し追加、補足したほうがいいとか、あるいはここは強調すべき点という点について、少し自由に意見をいただく時間をとりたいと思います。

○ 倉田委員

今、ご説明していただいたのですが、中野区は、高齢者の方がすごく多いと思うので、やはり高齢者の方のヒアリングをちょっとお聞きしたかったなというのが正直なところです。何か指標としてはあるのでしょうか。

○ 海老沢政策室副参事（企画担当）

今のところ聞き取りの内容はここに全部載っています。まだこれからということであれば、追加していろいろ資料を集めていきたいと思っています。

○ 田中（忍）委員

今の倉田さんの意見と同じで、ただ、高齢者ではなくて、海老沢さんから言えば、高齢者というのは例で、これは全部ではありませんけれども、高齢者とかもありますというお話があったのですけれども、諮問でもありますように、障害の有無のみならず、年齢、性別、国籍などにかかわらずということで、性別と入ってございますが、今回、女性が感じる困りごと、障壁というのは、ここに入っていないのですけれども、全く性別のほうのヒアリングというのはないのでしょうか。というのも、中野区は皆さんもご記憶かと思いますが、劇団員の方、これ去年で

したか、今年ですか、劇団員の方がストーカーと思われる人に殺人、殺されるということがありました。さらに、その前でしたが、朝霞市に住む中学3年生の女の子が中野区で見つかったということもあったかと思います。そういった事件が中野区でも起きていまして、警視庁のホームページを見ますと、中野区管内の中野警察署、野方警察署で強姦の凶悪犯、もちろんほかの管内も多く起きていますけれども、中野区の昨年度中野警察署、検挙件数、強姦4件、野方警察署、検挙件数7件ということで、女性にとってはそういう安心・安全の生活を送れないという環境かなと思います。女性の困りごとはもちろん性被害、性犯罪だけではないのですけれども、例えば、そういうことをとつても、先ほど、4自治体の例をご紹介いただきましたが、その中で安心・安全だということも観点としてありましたし、さらに犯罪予防というもの、どこかに、浜松には入っていたかと思います。

そういった観点もありますので、高齢者に加えまして、性別といったことも、女性ですね。女性の生活する上で抱える障壁と困りごとというの、ぜひヒアリングしていただければと思いますし、知っている区内の女性団体もありますので、よろしければご紹介いたします。

○ 海老沢政策室副参事（企画担当）

資料の追加については、検討していきたいと考えています。

○ 山崎委員

私自身、肢体不自由者でもあるので、これを見たときに、よくあることなのですけれども、肢体不自由というのはすごく広い定義です。ここにある意見は少し重度な人という感じでした。アクティブで動き回っている人はまた全然違う。この、「自力での移動が難しく」とか、「タッチ式の自動ドアが利用できない」とか、そういうことはみんななくなります。

ですから、もちろん重度な人を見てあげることは大切なのですが、僕はよく見るときに、車椅子でも、自走式や手動式で動いている人、電動車椅子で動いている人、スクーターも入りまされども。それから、杖や杖などで移動している人。これらはみんなニーズが違うのです。ですから、その辺をもう少し区別して考えていただくといろいろな意見が出てくるのかなと思います。

先ほど、高齢者の意見がないとありましたが、もちろん高齢者独自の考え方もありますが、僕が定義するのは、高齢者はちょっと足が悪い、ちょっと目が悪い、ちょっと耳が悪い。なので、高齢者対応をしようとすると、障害者をカバーできないのですけれども、障害者をうまくカバーすると高齢者もカバーできることがあります。それを正しく考えながら、また高齢者独自の意見も聞いてきていただければ良いと思いました。

それからもう1つ、この項目のところで、こんなことを言ったらあれですが、お役所的だと思うのです。ここに例えば、遊ぶとか、働くとか、生きるというのは変ですけれども、病院に行くとかって、そういうもっと生活の場面をもう少し考えて、ここからまた増やしていただくとうごくわかりやすくなると思います。

○ 海老沢政策室副参事（企画担当）

視点として、お役所的というご発言もありましたけれども、生活の場面を切り取ってというところで行きますと、委員のおっしゃった内容についても適切かなと伺っています。今後、補足をしていければというふうに考えてございます。

○ 赤星委員

今の山崎委員の高齢者の話はちょっと目からうろこで勉強になりました。ありがとうございます。

中野区独自という部分で、設計事務所でもありますので、考えていかなければいけないのかなというのが、恐らく、今後10年以上にわたって、中野駅周辺は、工事だらけになるという状況になると思うのです。それも大規模工事ばかり続きますので、そのたびに通路が変わったり、歩道が変わったり、もしくは下手すると道路までつけかわるというような状況にも間違いなくなっ

てくるというふうに思います。

そのために、健常者の、例えば自転車駐輪場の問題ですとかも出てくるでしょうし、当然、いろいろな障害者の方々の不具合もかなり生じてくる可能性が高いという場合に、その工事に際しても、どうユニバーサルを担保するのかということをご10年ぐらいにわたっては、中野は真剣に考えておかなければいけないのではないかとということをお話ししていきたいということです。

○ 石井都市政策推進室副参事（中野駅周辺計画担当・グローバル戦略推進担当）

都市政策推進室中野駅周辺計画担当の石井でございます。

今、赤星委員からご案内があったとおり、中野駅周辺のまちづくりで、確かに工事がこれから続いていくだろうというふうに思っております。既にこの中野駅の南口のほうで工事が始まっておりますし、これから各地区で再開発が行われますので、そのたびごとに、今、お話があったように、道路のつけかえですとか、工事で道路が塞がれているとか、そういったことも起こり得るだろうというふうに思っております。

つい、今日もバス停の位置が、交差点ができて、変わったりしていますけれども、そういったところの例えば案内だとか、それがなかなか伝わっていかないとか、あるいはバス停が変わったことで、普段の生活と違う行動になってしまうので、混乱してしまっとうまくいかない方々がいるとか、そういったことも情報としてはあるかなというふうに思っております。

そういったことをこれからの中で、確保していくのかということは大変な点だと思っております。実はこれは中野駅周辺だけではなくて、例えば西武新宿線につきましても、連続立体交差によって大分状況が変わるでしょうし、そのほか不燃化特区ということで、大和町だとか、弥生町ですとか、それぞれ大きくまちが変わっていくということもあります。そうしたときに、さまざまの方が、誰もが安心して安全に過ごせるという空間を確保すると、これは非常に大事な点だと考えております。

○ 秋元委員

ヒアリングの調査結果、大変な作業だったというふうに思うのですが、先ほどの委員の方も指摘されたかと思うのですが、当然ながら、対象者はいろいろな障害の方とかがいらっしゃると思いますので、大きなくくりの中で、例えば視覚障害といっても、弱視の方もいらっしゃる、全盲の方もいらっしゃるということで、恐らく、多分、団体単位でヒアリングをされているというふうには思うのですが、例えば精神障害に関しても統合失調症とまた鬱の方とはいろいろな違いがあるというところをどうヒアリングの中で拾っていかれるのか。もし拾えないということであれば、当然ながらこの審議会の中で拾う努力をしなければいけないのかなというふうに思っているのです。そういったところで、今後、1つ気になったのは、例えば知的障害の方といっても、親御さんの立場と当事者そのものの立場というのは、若干違うというふうに思いますので、そこをどう声を拾っていくのかというのが1つ気になっているところです。

実は、私も障害者自立支援協議会の副会長をやっているという立場で言うと、そういった障害者の団体というか、今の組織とかもどう活用されるかということもお伺いできればと思います、ご質問なのですけれども。

○ 海老沢政策室副参事（企画担当）

今日はディスカッションの材料ということで、広く皆さんからご意見を伺って、いろいろなこの中に書いていないこともどんどん出していただくという手法でございまして、団体の方に集まっていたというので、書き方としては、比較的組織がしっかりしているところとか、そういったところの方から聞いたというところでございます。

程度の違いはどうやって集約していくかというところでございますけれども、今のところ、まだ我々事務局としても考えが定まっていないところがありますので、その点を含めて、今後、ディスカッションしていきたいと思っております。

○ 宇野委員

先ほど山崎委員がとてもすばらしいことをおっしゃったと思って感動したのですけれども、遊ぶと働く、生きるは本当に大事だと思うのです。非常に個人的な話なのですけれども、うちの長男が生まれたとき、30年前なのですけれども、弥生町に住んでいたのですけれども、あの辺は全然公園がなくて、そのときうちは免許を持っていなかったのので、タクシーで新宿とか世田谷とかそういうところに出かけて行って公園で遊んだ記憶があるのです。だからやっぱり、そういうこともこの中に入っていないし、ぜひ入れていただきたいなと思いました。

それと、生きるということでは、うちの息子は重度の障害者なので、なかなか中野区内で医療施設に行って受け入れてもらえないのですよ。非常に難しくて。だったらどこに行くかというところ、どこにも行くところがなくて、本当に個人的な話なのですけれども、今年5月に入院したのですけれども、どこに行ったかというところ、千葉県まで行きました。それで親つきで、もちろん半月ぐらいなのですけれども入院しました。

だから、そういうことも生きていくためにはもうちょっと何とかならないかなと思って、今は、医師会の先生に訪問で来ていただいているのですけれども、少しずつ自分のほうでも準備していかなければいけないなと思っているのですけれども、何かその辺も入れていただければありがたいなと思いました。

もう1つあります。トイレの話なのですけれども、ユニバーサルデザインで、誰でもトイレというのは、最近、非常に増えてきたのですけれども、誰でもトイレなのでああよかったと思って行くと、入れないとか、入れないだけならいいのですけれども、おむつ交換しなければいけないのですけれども、ベビーベッドしかないのですよね。その辺もぜひ中野区では、東京都より良いものをつくっていただきたいなというのが私の強い希望です。私だけではなくて、障害者の親の希望です。

○ 竹宮会長

ありがとうございます。そういう日々感じていらっしゃる問題点なども少し自由に出していただくのが、今日の会議の趣旨でございますので、いろいろお気づきの点を、小さい点でも結構ですの、言っていただければと思います。

○ 高橋委員

ちょっと的外れなことを言うかもしれませんが、まちを歩いていて最近感じるのは、声をかけていただくときの、我々の受けとめ方とか、感じ方とか、あとは声をかける側の気持ちはどうなっているのかなとよく思うのです。

ハード面というのは、もちろん一番大切なことなのですけれども、区民の皆さんの心の中で、例えば、今、私みたいな中年の男性が、小学生に対して声をかけたりすると、子どもたちは警戒するとか、変なおじさんかもしれないから、そういうときは口を聞いてはいけないよとかと教育を受けているというような話も聞きますし、また、我々みたいな障害を持った人がまちを歩く中で、あるいは買い物をする、あるいはトイレを利用するというような中で、やっぱり声かけとか、人からの手助けみたいなものもすごく大事だし必要だと。また、実際に助かっているのですね。そのあたりの区民の皆さんの心の開放やフレンドリーな状態に持っていただくにはどうすればいいのかというのが、そういうようなことを、最近、よく歩きながら感じます。

○ 田中(章)委員

私はまだ勉強不足で、いろいろここでもわからないのですが、私は、今、商店街でいろいろ活動をしていまして、商店街の活動というのは、まちに対してコミュニティーの中心であったり、移動手段の途中に商店街があったり、それで、先ほど山崎委員におっしゃっていただきましたように、この中にはないのですけれども、生活の一部ということに関しては、お店で物を買うとか、食べるとかといった部分に関しての項目がありませんので、ぜひともやっぱり商店街というのは、多分中野区には多く、まちの中には百何十という商店街があります。多分、駅に行く途中には大体商店街を通ると思いますので、その中には道路が狭いとか、それこそ立て看板とかいろいろな

問題があって、ああこれはやらなくてはいけないなと思ったりすることも多々あるのですが、中野区の行政と民間の商店街というのは、一緒になってまちづくりというのをやっていかなければいけないのではないかなど。もっと僕らが勉強しなければと思うところがすごくいっぱいありますので、これから僕たちも、僕自身もどんどん勉強しなければいけないなど。また、そういうときに、思ったことを1つでも言えるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 山脇委員

私は、外国人に関して3点発言したいと思います。

まず、住まいのところで、家を借りづらいというのがあって、やはりそういう現状があると思うのですが、ここは保証人がいないということもあるのですが、もう一つの問題として、やはり貸す側の偏見とか差別の問題があるのだらうと思います。

お隣の新宿区では、外国人住民の実態調査というのを何年に1回かしてはまして、その中で、どんなときに偏見、差別を感じますかという質問で、第1位に挙がっているのが、住まいを借りるときで、回答者の4割が答えているのですね。これは実は新宿区に限らず、大体どこの自治体で調査をしても、似たような結果があらわれているので、恐らく、中野区にもそういった課題があるのかなというふうに思っています。

2番目に、情報取得のところで、観光スポットとか、Wi-Fiの話なのですが、情報取得ということで言えば、やはり1つは行政情報の提供があるかだと思います。現在、中野区のホームページは、英語と中国語と韓国語で自動翻訳のシステムになっているのですけれども、自動翻訳で、どこまで正確な情報が提供できているかという課題はやはりあるのではないかと思います。

3番目にその他のところで、他の方のところで、防災とか災害の話が出ているのですが、実は外国人住民にとっても、災害というのは1つ大きな課題といえますか、災害時の対応というのは、これは中野区に限らず、どこの自治体でも抱えている課題だと思います。外国人の多い自治体は、最近、地震も頻発しているので、外国人のための防災に取り組んでいるところがふえていますけれども、中野区もそういった課題があるのだらうと思っております。

○ 花堂委員

先ほど、山崎委員のほうから、大体こういった、ここの、障害者の部分をカバーすると全部、高齢者もカバーできるのではないかというお話で、それ自体は私も大賛成なのですが、そういった仕事にかかわっていますので、1つだけお話しさせていただくとすれば、今年と来年ぐらいですか。地域包括ケアが進んでくると、介護の軽度者の方が自治体のほうに戻されるというか、介護の適用にならないということでそういった人たちが今度は家に閉じこもるか、外に出て行くか、どういう環境をつくるかでやっぱり変わってくると思うのですね。それがでは何が関係あるかという、高齢者の健康寿命をなるべく延ばさないと、やっぱりこれは自治体にすごく影響が出てくると思いますので、そういった意味で、ちょっと話がずれているかもしれないのですが、そこら辺は意識してもらおうという、感覚的にそういうことも考えていただければなというふうには思います。

あとは、先ほど宇野委員のほうの障害を持たれているというところに関しては、うちもそういった方を受け入れしているのですけれども、やっぱり体が大きくなると、非常に今まで1人でケアできたものが2人かかってしまったりとか、本当にご家族はすごく負担が大きいと思います。ですから、そういったものも実現できるためには、なるべく余分な介護のほうにお金を使わないほうが、そういったところに回るのではないかなというような気はちょっとしています。

○ 山崎委員

前回もちょっとだけそんなお話をしたのですがけれども、日本だとやっぱり介護が中心なので、なので、介護から外れるとかわいそうというような、大変という考えがあるのですが、外国はみんな自立支援が目標なので、その人が早く自立できるようにしてあげる。そのために環境が必要。前回、僕自身の話で、バリアフリーな環境とすぐれた道具と人の正しい考え方があれ

ば自立支援できるとお話をしましたけれども、それをやるのがまさにユニバーサルデザインの社会づくりだと思うのです。

そうすることで、本当にどのような状況の人でも社会参加でき、その中でいろいろな活動ができる。そのために、障害の部分でできないところは補えるように、特に身体障害の場合には、道具と設備でかなりカバーできます。もしかしたら、自治体にそこをもう少し援助してよというお話になるかもしれませんが、でもそれは、それがその人だけのためではなくて、ユニバーサルだったら多くの人の役に立つ。そういうことをやって使いやすくしていく。それで、認知症や知的障害また重度の方というのは、どうしても介護が必要なので、本当に必要なところに集中するという。それもやっぱりユニバーサル社会のすごく大切な目的だと思います。ぜひ、そのように考えていただきたいと思います。

○ 倉田委員

今、ちょっと介護のお話が話題になりまして、ありがとうございました。

私もいろいろ介護のホームを何カ所か見学に行ったりしているのですが、先ほど山崎委員がおっしゃっていただいた生活、遊びというのが。娯楽で、うちのプライベートで済みません。父も目が見えないもので、中野区全部の図書館に、耳で聞こえる物語とか、そういう、今、流行っている映画がわかるようなものがないかとお相談をしたのですが、やはりなくて、父は今、テレビの解説入りのドラマを、サスペンスを見るぐらいしかないので、もっと広げてほしいなど、こういうのがないのかなとは思っていました。

それと先ほど、高橋委員のお話がちょっと私の心に響いたのですが、日野市は教育にものごく力を入れて、ユニバーサル教育に、そうお聞きしていたので、この一覧の中に、どこかあるのかなと思っていたのですが、実際に日野市は学校の先生方たちの教育がものすごく活発だということを知ったので、そういう子どもたちの認識、そういうのもユニバーサルデザインにかかわることであり、高橋さんの思うような気持ちはならないのではないかなというのを、今、ちょっと感じてしまったので、小さい子どもからユニバーサルデザインというものの認識を中野区はしていくべきかなと思いました。

○ 田中（忍）委員

何点か意見を申します。

今、倉田委員もおっしゃったのですが、このマトリックスを見ると、教育の場面、学校現場での問題というのが、そんなにたくさんはないのかなと思いました。

LGBTのところ、学校生活、勤務先でからかわれたり、差別されるというのがありますし、その上、学校生活において、トランスジェンダーの場合、体育の着替え等で苦勞するというのは取り上げていただいているのですが、障害者のところで、障害児が学校生活の中でどういう問題というのはあると思うのですが、そこはその施設利用のところに含まれるといえは含まれるのですが、やっぱりあるのではないかなというふうに思いました。

さっきから遊び、働く、生きる、そういった側面での問題というのも重要だという話になっていきますけれども、それに関して、特にLGBTのところ、勤務先での問題とか、そういうものも入っていますし、やっぱり今回の対象になるのかなと。事務局のほうでその他には入っていただいているので、そこでのそういう場面での働くとか、あと多分、遊ぶ、食べるとか、レストランとか、そういったことでの困難とかもいろいろあると思うのですが、そういった民間サービスももちろん対象になっているのかなというふうに、そう思います。ここには出ていないだけなのかなと。

そういう観点で言うと、いろいろ出てきまして、ここには特に挙がってはいないのですが、誰もが対象になるということですので、思い浮かんだのが、私の友人で見た目問題に取り組んでいる友人がいて、マイフェイス・マイスタイルという団体をやっているのですが、見た目問題で悩む人たちというのは、機能的な障害を持つわけではないのですが、生まれつき顔

にあざがあったり、病気や事故で顔や体が変形、欠損したりという、そういう見た目の問題を持つ方々です。これはマイフェイス・マイスタイルのフリーペーパーなのですけれども、例えば、こういうような顔にあざがある人たち、皆さんもまちでごらんになったことがあると思います。それから、色素が生まれつきないという、アルビノの人たちですね。そういう方々とか、たくさんいらっしゃるのですけれども、私もお話を聞いたことがあるのですが、大変な苦労があるそうです。もちろん、学校でいじめられるというのは皆さん想像できると思いますが、どこでもですし、とにかく何より雇用、やはり就職差別が大きいと。本当に偏見ですよ。機能障害があるから別に差別していいというわけではありません。彼らは、見た目の問題だけなのに変な人かもしれないということで、就職をすごく差別される。就職できてもハラスメントを受ける。そういったことがあるという話です。結果的に、なかなか就職できずに、踏み込めずに引きこもる人もたくさんいるとか、フリーにならざるを得ないということを知りました。

だから、そういう方々も当然、今回は対象になってくるのか、誰もがということですので、そういう悩みを持つ方々をも想定して、そういう人たちがもしかしたら就職だけではなくて、民間サービスや行政サービスを利用するときも、なかなか難しいという場面もあるかもしれませんので、そういうことを念頭に置いての苦労を考えていただければと思いますし、その観点からはLGBTのコーナーというのも似てくるのかなと。その他のところに挙げていただいていますけれども、なかなか偏見がありまして、学校生活、勤務先でからかわれたり、差別されたりで、大変非正規率が高いです。正規労働者としてやっていくのがなかなか難しいですし、ハラスメントを受けるために、正規労働者として続かない。今の社会一体で見ると、非正規として就職することが多くなりますので、全体として非正規になりがち。そしてそうすると、当然ながら低賃金になるという、そして貧困化するという、そういう悪循環が生まれています。そういったところでも、今回、中心的には障害者の話かと思うのですけれども、考えていただきたいなというふうに思います。

あともう1点だけ。私は子どもが小学校に行っていて、PTAのつながりがあるのですけれども、そこでいろいろな困難があって、今回、この委員になったのだけれどもということで、この間、学校公開がありましたので、いろいろな人に聞いてみました。

1人の人からメールをいただきまして、その方のお知り合いの方が、障害者手帳を持っている方、特に知的障害の方には、公共交通機関の利用方法は複雑だということです。つまり、現在、都営地下鉄、バスは無料なのですが、それは手帳を見せて有人改札を通るか、事前に無料のパスモを発行してもらい、自動改札を利用する形。でも、ほかのバス会社は手帳を見せてから、ICカードを通して半額で利用、JRは割引なし。こういったような各社ばらばらになっていて、知的障害者、知的障害児も含むと、今回、お話を聞いていたのはお子さんの話なので、非常に複雑であるがゆえに、1人で外出がなかなか難しい事態になっていると。まさにこういうことは我々もこれはどうやるのだっけと、公共交通機関の乗り方が一緒であれば、我々自身もすごく楽なのですけれども、こういう方々にとって難しいということは、我々にとっても難しくなっているわけで、あらかじめこういう人の環境を整えれば、当然、みんなにとって優しい環境になる。それがユニバーサルデザインなのかなと私は理解してここに来たので、こういったこともぜひ、今のお話ですと、知的障害の移動・交通の欄だと思いますが、細かいですけれども、加えていただければ幸いです。

○ 鈴木委員

今回、ユニバーサルデザインということで、これから地域包括ケアシステムが進んでくると、重症、かなり面倒を見るのが大変な方もおうちで見ていただくというふうになってくると思うのです。2025年問題で、70歳以上の方がかなり増えるところを見越して、おうちのほうで見ていただくという形になってくると思うので、重症心身障害児者の方もそうなのですけれども、もう既に結構重症の方で、高齢者とかでおうちで面倒を見たり、在宅で見ていらっしゃる方にも

啓蒙をしていただけるといいかなと思います。

あと、子育て世代ですけれども、母子家庭だけではなくて、ひとり親家庭ですね。そういう方のヒアリングをしていただけるといいかなと思いました。

○ 秋元委員

今、ご意見を聞いていて、やっぱりハード面を整えていくというのは非常に重要なことだと思うのですが、やっぱり花堂委員がおっしゃられたように、啓蒙、啓発というのは、一方で重要なことだというふうに思っています。

いろいろな、まさに当事者の方々の課題があるとは思いますが、それが一般に知られていないというところがやはり大きな問題ですし、それを乗り越えていくためには、そういう課題があるということが、多分学校教育だけではなくて、一般でお互い私たちもやはり学習する必要がある。生涯学習の観点からも啓蒙、啓発が必要である。もっと言うと、ボランティア活動の促進というところもやっぱり基本方針の1つというところで考えていただければいいかなというふうに思います。

○ 山崎委員

今のことで、まさに反省なのですけれども、ユニバーサルデザインの推進とか理解とかというと、どちらかというと、ハード面の方向にいてしまいがちなので、最近、心のバリアフリーということが言われますよね。あんなことも入れることで、先ほど高橋委員からあったような、誰かが案内してくれないとか。僕は年に1回ぐらい転ぶのですけれども、今から20年ぐらい前だと、誰も手伝ってくれなかった。でも、最近は結構バツと集まってきてくれる。それはやはり車椅子の人のことが知られてきたからだと思うのです。だから、もっと視覚障害者の人だったり、それから、僕はこういう方をユニークフェイスと呼んでいるのですけれども、僕はそういう方の団体で講演したこともあるし、友達も実際にいます。でも、その人たちはやっぱり自分に自信がついてくると乗り越えられます。あざも見えなくなる。なので、そういうことのためにも周りの人が、そういうことを理解することが必要だと思うので、ぜひ心のバリアフリーを、ひとつ、このような形に入れていただければと思います。

○ 遠藤委員

外国人の方についてなのですけれども、やはりまちを歩いて感じるのは、日本語の表記がほとんどで、さまざまな施設や通りの案内にしても、多言語化が十分ではないのではないかなというふうに感じております。そういったところを、きちんと1つは取り組んでいくべきだなというふうに感じています。

それともう1つ、この資料の中にもあるのですけれども、障害者の方で、申請書などの文章が理解しづらい。また、書類は漢字にルビをふり、わかりやすい表現でない読み取れないというふうなことがあるのですけれども、外国の方も、ある程度日本に住んでいる方は日本語を一生懸命勉強してということがありますので、通常表現ではなく、わかりやすい表現、それに漢字にルビをふるということがされていれば、外国の方もいろいろな情報がそれで取得できるということで、こういった共通点もあるのかなというふうに考えています。

○ 岸委員

ちょっと質問なのですけれども、このヒアリングというのはもうなさらないという、計画としては。それで終わりというか…。

○ 海老沢政策室副参事（企画担当）

ヒアリングにつきましては、可能な範囲でもう少しやりたいというのがありますし、ヒアリング以外にも、もう少しいろいろな方の意見を吸い上げるような方法があるかどうか、検討してみたいと思います。

○ 岸委員

前段のお話だと、中野区としては、理念型、浜松型というのですか。そちらを目指していると

いうお話だったのですけれども、そうすると、まとまる考え方としては、理念みたいな感じで、思いやりとか認め合いとか、肯定とか誰もが暮らしやすくとかという、そういう理念になってくるのかなと思うのですけれども、せっかくヒアリングをされたので、例えば、ソフトの部分で対応するのが必要な人たちがかなり多いように読んでいて思いました。

そうすると、こちらのほうからこういうふうにしてあげましょねというのでもいいのですけれども、こうしてほしいのだよねとか、こうなるとちょっといいのだけれどもということがヒアリングの中ではなかったかなというのが、聞きたいところなのです。これだけだと、これがつらいとか、これが大変というのは、と思って読んでいますのですけれども、なかなか聞いた中でここは…というのがなかったりします。特に、精神障害の方とか、手伝いにくいとか、例えばごみを分別することが難しいというのは、どう難しいのかなというのを考えたのですけれども、もしかすると、人に頼むこと自体が多分、しにくいとか、声が出にくいとか、そういう意味での難しさだったりすると、ではどうすればこの人だったら、こうしてくれるといいのだけれどもなどというような言葉があれば、私たちが対応するというヒントにもなるのかなと読んでいて思ったのです。ヒアリングの中で、いろいろな言葉があったと思うのですけれども、こういう人たちの希望の部分がちょっと見えてくるといいなと思いました。

○ 海老沢政策室副参事（企画担当）

このヒアリングの表のまとめ方としては、困りごとを素直に書いてありまして、確かに委員のおっしゃるとおりでございまして、これの答えとして何が原因なのかとか、どうしてそういうことになるのかとか、そのこのところを掘り下げて考えていく。そういったことを検討していくところが、やはり、施策の取り組みであったり、そういうところなのかなというふうにかけているところがございます。整理の仕方として、何に困っているということで整理をしてしまいましたので、そういったところがちょっと見えづらくなっているかもしれませんが、なぜそれを、こういうことが起こっているのかというところを掘り下げて、考えていく必要があるのかというふうに、今、思っているところでございます。

○ 政策室企画調整担当職員

ヒアリングをする中では、解決策をいろいろ、こうしてほしいとか、こうしたほうがいいのではないかなというようなご意見というのは結構ありました。ただ、その際に、なぜそういう方策が必要なのかという、困りごとを掘り下げてヒアリングしました。

というのも、解決策だとその解決策を言って終わりになってしまうのですけれども、掘り下げた障壁を分析すると、もしかしたら解決策はほかの方法があるかもしれないし、ソフト、ハードの対応でカバー、補える部分もあるというような議論にすればいいなということで、今回は、困りごとをベースに整理させていただきました。

○ 花堂委員

実は、第5回目に「将来像を実現するために必要な方策」というところに関係してくると思いますので、先の話だと思うのですけれども、5回目まで待つと、今日ひらめいたことを忘れてしまうといけないと思って、話しておこうかと。

実は、今、認知症サポーターという1時間半の講習を受けるとオレンジリングをいただけるという、認知症がどういうものなのか、あるいは地域でどういうことを皆さんがしてほしいのかということを、そんなに難しいものではなくて講義を受けて、それでオレンジリボンをもらうということなのですね。これが、今、恐らく、始まって7、8年ぐらいで全国に恐らく500万人ぐらいいるのですよね。認知症サポーターキャラバンという、テレビのコマーシャルでも公共広告機構ですか、あそこがやっているものですかね。中野区だけでも、今、1万人ぐらいいると思います。

実は、先週の土曜日に、キャラバンメイトという講師をやる人が必要なので、その講師の授業に出てきたのですけれども、ここ1年、2年で2万人まで持っていきたいという区の考え方もあ

るみたいです。ですから、例えばオレンジリングではなくて、グリーンリングとか、そういうものを考えて、1時間半ぐらいのテキストだったらつくれると思うので、そういった啓蒙活動にいいのかなと一瞬思って、今日は声かけをどういうふうにされたいとか、そういったところも啓蒙活動とか、何かに役立てばいいかなと思いました。

○ 荻野委員

子どもについては、啓蒙活動というのをやると、非常に素直なので、そういう成果というのは結構出るとは思っています。信号を渡るときは手を挙げなさいと言えば、ちゃんと挙げて子どもは渡りますから。むしろ親が自転車で暴走するとか、そんな感じで。子どもについてはしっかりと学校教育で、ユニバーサルについて学ぶ、身につけるということはぜひ推進していただきたいと思っています。

ただ、一方、私、タクシー会社の経営者として、ユニバーサルデザインないしバリアフリーへの対応といいますと、要するにコストにつながります。現状でも、困っている人は何かをカバーするためにはお金をかけているというのがあると思うのですけれども、それも社会的に平準化していくという目的もあると思うのです。

ただ、正直、自分の仕事のことで言うと、どこまでコストをかけてそういうサービスを提供するかというのは、非常に悩ましいところでありまして、それによって収入が得られるということであれば、誰しものがやるお話です。そのあたりも中野区の中でどう整理をつけていくかというのが非常に悩ましいところではあるかと思うのですけれども、かといって、私、こういうところに参加しているぐらいですから、そういうことは進めたいとは思っておりますが、こういったコストの話にどうしてもなってくると思いますので、そのあたりをどういう方向にしていくのかなというの、自分でも本当に悩ましいなと思うのですけれども。私は中野区民ですから、いい環境になってほしいし、困っている人がいない、そういう地域になってほしいと思いますが、それで税金が高くなるというのも困ってしまうので、どう進んでいくかというのは、形になってくるのは随分先だとは思いますが、理念を考えるということではいろいろ案は出していきたいと思っています。本当に自分ではかなり悩んでいます。

○ 宇野委員

コストの面を考えるとすぐできないということはいっぱいあると思うのです。ただ、努力目標であっても、あればだんだんそこに近づいていくことがあるので、それを目指していただければ、もう十分ではないかなと思います。

昔、なかったけれども、今は誰でもトイレがあるとか、ほんとちょっとずつあると思うのですよね。あと理解に関してなのですけれども、私の住んでいるところは、江古田とか松が丘にここ20年ぐらい住んでいるのですけれども、近くに障害者福祉会館があるので、一応見た目は車椅子に乗っていて、車椅子のしかもベビーカーの大きいみたいな、後ろになっているのを私が押しているわけなので、明らかに障害者というふうにわかるので、周りの方も結構気を使ってくださるし、沼袋の商店街は、割と車椅子でも入れるように変わってきています。あと、江古田のあたりも車椅子で入れる床屋さんとか、理解があるので、そんなに嫌な思いもしたことがないし、結構頑張ってくださいとか言われて、別に頑張らなくても大丈夫なのだけれどもなと思うときがあるのですけれども。数が、まちに出れば理解されると思うのですよね。ただ、見たことのない人たちは、別に中野の中でも別の地域に行けば、じろじろ見られるかという地域もあると思うのですけれども、啓蒙活動も、言葉も大事だけれども、実際の体験は非常に大きいと思います。

○ 徳田副会長

このユニバーサルデザインのことを最初に言い出したロナルド・メイスの理念の1つに、コストを上げないということをおっしゃっています。ですので、ユニバーサルデザインの考え方は、特別仕様をしてほしいのではなくて、皆さんで知恵を出し合って何とかしましょうよという、そんな

ところではないかなというふうに私は理解しております。

私の体験ですと、子どもが学童保育に行っていた時期なのですけれども、ちょうどプレハブの掘っ立て小屋で、ものすごい階段を上っていくような学童保育所だったのですけれども、たまたまそこに重度の障害児2人を入れておりました。そのときに、保護者も相談して、その子を入れるかどうか、みんなで相談をしまして、何とかやろうよということになったのですね。階段もものすごい階段なのですけれども、高学年のお友だちが少しお手伝いをしたりとか、何とかやって、そのために子どもたちが結構その子がいると、手伝ってくれたりなんてことをしてくれるようになっていまして、バリアがありながらも、何となく和気あいあいとやっておりました。それから何年かしまして、とうとう市に働きかけをしましたら、スロープのできた、バリアのないような一見そういったところをつくったのですけれども、どうもそこにはそのお子さんは行きたがりませんで、結局、バリアフリーなトイレは、トイレの手すりはタオルかけになってしまったという状況がありました。お父さん方が手作りをつくった掘っ立て小屋のときのトイレのほうが本人は気持ちがいいとそこを使っています。

お金をかけずにみんなで考えていきましょうというようなところで、全てをハードでやるのも大変ですので、できれば、みんなで情報を共有し合って、あとは教育のほうも、松戸市ですと、松戸の市民団体で冊子をつくりまして、それを小学校に配って、バリアフリーのことを子どもたちに教えたりなどとするようなこと。当然、市民でつくったりしています。そうすると、お金もかからないということで、知恵を絞り合えば、お金をかけずに、ということもあるかもしれません。もちろんタクシー会社は大変だと思いますけれども、無理は申しませんけれども、そんなところがあるかと思えます。

○ 田中（忍）委員

今の話に水を差すようで恐縮なのですが、とはいえ、障害者差別解消法がこの4月から施行され、行政機関等、事業者に対しての合理的配慮や提供義務が課せられており、そういったユニバーサルデザインとは違うレベルかもしれないのですが、一定程度、行政機関と事業者というのは、そういう義務を負わなければいけない。申しわけないのですけれども、タクシー会社もその対象になっていますね。

ですから、その実施に伴う負担が過重でないときはと障害者差別解消法にありますけれども、ユニバーサルデザインでは、努力義務にとどまるかもしれないけれども、また別のところで、やはり法的には求められるレベルもあるという。実際そういうふうにしなければ、そういう障壁は、そちらの学童保育ではいいお子さんがいてそうなったと思えますけれども、そういう場面ばかりではないと思えますので、そのために障害者差別解消法ができたと思えますし、やはりそういった側面は忘れないでほしいというふうに思います。

○ 荻野委員

宇野委員のお話で、身近に触れるというのは、本当に効果的というところなのですが、理解が早い。というのは、中野区の中学校で特別支援学級があるところが3校あるのですが、11校中3校です。特別支援学級がある学校とない学校で、そういった特別支援教育に対する理解度というものがやはり違うのです。身近に見ているかどうかの差だと思うのです。これからの全校にそういった学級を設置するというにはなっていないかもしれませんが、身近に触れると、一昨日も花堂委員と一緒に認知症キャラバンメイトを私も受けてきたのですが、その中で、いかに行動に結びつけるかということを知っているか知らないかなのですね。

ですから、住民同士の交流ですとか、そういうものは本当に有効だと思いますので、教育もそうだし、交流、実際に体験すると、そういったこともやると地域の安定にも役に立つのかなと思ひまして。意外とないのですよね、子どもたちは。身の回りの大人はいるのですが、関係ない人はそれこそ知らないおじさん、おばさんになってしまうのですよ。そういう知らない大人と触れる場を増やすと、いろいろな理解も深まる。おじいさん、おばあさんだけでなく、障

害をお持ちの方とも自然に触れ合うという環境を中野区でつくるというものがいいのかなと思っています。そういった行動計画ですとかもつくれるといいのではないのでしょうか。

○ **竹宮会長**

ありがとうございます。

いろいろな意見が出たと思います。最後のご提案は、将来像実現のための方策のような意見もありましたし、その前の田中忍委員の意見では、役割についてきちんと考えて規定していこうというような意見もございました。

今回の資料にありました、いろいろな困りごとをこういう対象者と生活場面で整理をしていたわけですが、この対象者に関する意見がたくさん出ました。障害者の中でも、視覚障害の弱視、全盲では少し違うとか、肢体障害でも、クランチ、手動、電動車椅子では違うと。重度の人では違うのですね。知的障害では、本人の意見と親の意見が少し異なる。精神障害でも、統合失調症や鬱の場合では少しずつ異なるという。ですから、その障害の種別、程度による違いというものの理解を深めるということも必要だということが、1つ今回、共有できたのではないかと思います。

それから、子育て世代、母子家庭、重度心身障害児という、そういう重症化にも対応した、そういうことにも理解は必要だということですし、外国人、LGBT、さらに見た目に問題を持つ方というような、多様な方への理解ということも必要だということが意見として出されました。

それから、生活場面については、ここに挙げられたものに加えて、遊ぶとか働くとか、さらには生きる、物を買うとか、食べ物を食べるとかという、そういう生活場面もさらに広げていく必要があると、そういう理解も必要だと。

さらに、教育の問題も出てきましたけれども、心のバリアフリー、あるいは障害に対する理解のなさが問題になっているというようなこと。少し生活場面とは違う軸ですが、そういうものも加えて、整理していく必要があるということが、今日得られたと思います。

このような形で、少し、今回の資料を事務局に整理し直していただいて、次回の議論につなげていただければと思いますけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

特に補足発言等ございませんでしょうか。

○ **田中（忍）委員**

事務局に確認なのですけれども、資料をあらかじめ読んでおいたほうが実りある議論ができるかと思しますので、もしできれば、事前にいただきたいと思うのですが、そのようなことは可能かということと、恐らくできているのではないかと、会長さんは、多分、手にしているでしょうしということ。

あともう1点は、今日もたくさんの傍聴者が、多分、区民の皆さんが来ていただいています。今日は次第しかお配りされていないということで、それだと、せっかく来ていただいたのに話が見えない部分もあるのかなと。もし、問題がなければ、配っていただけないでしょうか。国の審議会等では、傍聴者にも資料が一式配られていますし、ここも公開ですよ。もし、問題なければ、問題があれば、もちろん、そもそも傍聴者を入れない形で議論するということになると思いますし、問題がなければ、これは公開も多分、インターネットに出ている資料も多いですし、ちょっとご検討いただければと思います。

○ **海老沢政策室副参事（企画担当）**

事前配付については、資料の作成の時間というところもありますけれども、ぜひ努力したいというふうに考えています。

傍聴者の方への資料ですが、通常、中野区はこういう審議会ではお配りをしていないので、今のところは考えておりませんが、検討させていただきたいと思います。

○ **竹宮会長**

そのほか、追加ございませんか。よろしいでしょうか。

以上をもちまして、第2回ユニバーサルデザイン推進審議会を終了いたします。

終了 21 : 15